

処 分 基 準 整 理 票

処分名	指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し	
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）	（条項）第115条の9
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）	（条項）第115条の9
所管部署	健康福祉部（局）	福祉指導監査課（室）
【処分基準】 ・ 文書の名称 【 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 （指定の取消し等） 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 二 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 三 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 五 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。 六 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 七 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 八 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第百十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 九 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。 十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。		

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(平一七法七七・追加、平一九法一一〇・一部改正、平二〇法四二・旧第百十五条の八繰下・一部改正、平二三法三七・平二三法七二・平二九法五二・一部改正)

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。